

都市計画道路 大西大通り線（第一工区）に係る 都市計画事業の認可取得について

相模原市では、リニア中央新幹線の駅設置を見据えた橋本駅周辺のまちづくりを進めており、圏央道相模原インターチェンジとのアクセス機能の向上や周辺道路の交通の円滑化などを図るため、都市計画道路 大西大通り線の整備に向けて取り組んでいます。

このたび、同路線のうち第一工区について、令和 8 年 6 月 2 6 日（金）に神奈川県知事から都市計画法に基づく都市計画事業の認可を受けましたのでお知らせします。

1 認可を受けた事業の概要（第一工区関連）

事業名	相模原都市計画道路事業 3・3・8号大西大通り線
施行者	相模原市
認可者	神奈川県知事
事業地	相模原市緑区西橋本二丁目地内ほか （国道16号から西橋本2丁目交差点までの区間）
整備概要	延長：全体路線（約920m）のうち約360m 幅員：22m（2車線）
事業施行期間	令和8年6月26日から令和15年3月31日まで

（参考）概略位置図及び代表幅員構成図



※後続工区は、第一工区の進捗を踏まえて事業認可申請を行う予定です。

2 認可を受けて

先行して整備に取り組む第一工区について、事業認可を受けたことにより、計画的かつ着実な事業推進を図ってまいります。

関係権利者の皆様に対しては、引き続き、戸別訪問などを通じて丁寧な説明を重ねるとともに、生活再建に関する相談や移転先確保に向けた支援など、不安軽減に努めてまいります。

3 認可に伴う制限等

事業の施行を円滑に進めるため、事業地（第一工区）内における土地の形質変更や建築物の建築、工作物の設置等についての許可のほか、土地の有償譲渡に関する届出が必要となるなど、都市計画法に基づく法的制限等が生じるとともに、土地収用法の規定が適用されることとなります。

4 説明会の開催について

事業認可を受け、事業概要や法的制限などについて改めて説明するため、大西大通り線の道路予定地とその周辺約30mの圏内に土地をお持ちの方やお住まいの方などを対象に、説明会の開催を予定しています。

問合せ先 リニアまちづくり課 電話 042-707-7047
